

衣浦東部広域連合地球温暖化対策実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

事務事業編

第2期

2018年度(平成30年度)～2022年度

2018年(平成30年)3月策定
2019年(令和元年)7月数値訂正

衣浦東部広域連合

目次

〇はじめに	2
第1章 基本的事項	
1.計画目的	3
2.基準年度・計画期間・目標年度	3
3.対象範囲	3
4.対象とする温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1.基準年度の温室効果ガス排出量	4
2.要因別の排出状況	4
3.削減目標	5
4.各署所削減目標及び重点項目	5
第3章 具体的な取組	
1.電気使用量の削減	6
2.紙使用量の削減	7
3.ガソリン使用量の削減	7
4.物品購入等	7
5.その他の取組	7
第4章 推進・点検体制	
1.推進体制	8
2.点検体制	8
3.進捗状況の公表	8

はじめに

地球温暖化対策の国際的な動向として、平成27年12月に開催された「気候変動枠組条約第21回締結国際会議（COP21）」で、「京都議定書」に代わる平成32年（2020年）以降の新たな温室効果ガス排出量削減のための国際的な枠組みとして、すべての国が参加した上で「パリ協定」の合意がされました。この協定では、世界共通の長期目標として気温上昇を産業革命前に比べ2℃より低く抑え、1.5℃に抑えるよう努力するとともに、今世紀後半には、世界全体の人為的な温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを目指す長期目標を定めました。そして、この目標を達成するため、すべての国と地域が各々の事情に応じた目標を設定し、5年ごとに見直しすることが義務付けられました。

我が国は国連気候変動枠組条約事務局へ「日本の約束草案」を提出し、2030年度末までに温室効果ガスを2013年度比26%の削減をすることとしています。また、長期目標として「2025年までに80%の削減」を示しました。抜本的な排出削減を可能にする、革新的技術の開発を初めとする様々な解決手法を追求し、世界全体での削減にも貢献することを表明しています。

衣浦東部広域連合では、平成26年3月に「衣浦東部広域連合地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。今回、第1期計画の期間が満了するため、後続計画である「衣浦東部広域連合地球温暖化対策実行計画事務事業編（第2期）」を策定し、今後も継続的に温暖化対策へ取り組みます。

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)として策定するものである。衣浦東部広域連合(以下「広域連合」という。)の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2016年度(平成28年度)とし、計画期間を2018年度(平成30年度)～2022年度までの5年間とする。

目標年度については、2022年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本広域連合が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

対 象 施 設 一 覧	
衣浦東部広域連合事務所	衣浦東部広域連合安城消防署
衣浦東部広域連合碧南消防署	衣浦東部広域連合安城消防署北分署
衣浦東部広域連合碧南消防署北分署	衣浦東部広域連合安城消防署南分署
衣浦東部広域連合碧南消防署東分署	衣浦東部広域連合安城消防署西出張所

衣浦東部広域連合刈谷消防署	衣浦東部広域連合知立消防署
衣浦東部広域連合刈谷消防署北分署	衣浦東部広域連合高浜消防署
衣浦東部広域連合刈谷消防署南分署	

4.対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

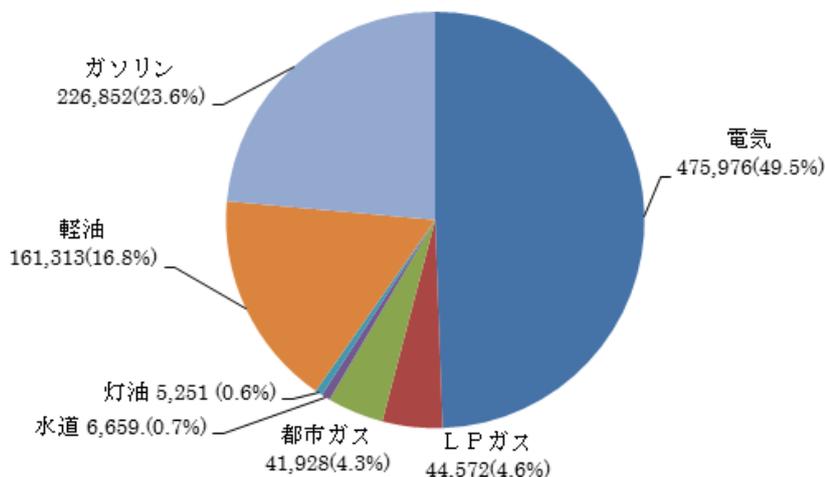
1.基準年度の二酸化炭素排出量

当広域連合の事務事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,081,362kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,081,362kg-CO ₂

2.要因別の排出状況

基準年度である2016年度(平成28年度)の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の49.5%を占め、次いでガソリンの使用が23.6%、軽油の使用が16.8%を占め、これらで全体の約90%を占めている。



3.削減目標

2016年度(平成28年度)を基準年として、計画期間の最終年度である2022年度の二酸化炭素排出量を、4.3%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 2016年度 (平成28年度)	削減目標	目標年度排出量 2022年度
二酸化炭素(CO ₂)	1,081,362kg-CO ₂	4.3%	1,034,863kg-CO ₂

4.各署所削減目標及び重点項目

担当署所	基準年度排出量 2016年度 (平成28年度)	削減 目標	重点項目
	目標年度排出量 2022年度		
碧南署	131,192 kg-CO ₂	5%	<ul style="list-style-type: none"> ・本署の車庫及び屋外照明のLED化 ・東分署の空調設備更新 ・北分署の空調設備更新 ・日常的に節電に心がける
	124,632 kg-CO ₂		
刈谷署	238,502 kg-CO ₂	5%	<ul style="list-style-type: none"> ・北分署の空調設備を更新 ・南分署の庁舎照明のLED化 ・各署に燃料使用量削減について呼びかけ
	226,577 kg-CO ₂		
安城署	289,909 kg-CO ₂	5%	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎照明のLED化 ・空調更新
	275,414 kg-CO ₂		
知立署	130,588 kg-CO ₂	4%	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎照明のLED化 ・水銀灯のLED化
	125,364 kg-CO ₂		
高浜署	77,810 kg-CO ₂	2%	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎照明器具のLED化 ・空調設備の設定温度の管理 ・ガス給湯製品の設定温度管理
	76,245 kg-CO ₂		

連合事務所	131,192 kg-CO ₂	2%	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン更新 ・空調設備の設定温度の管理 ・ガス給湯製品の設定温度管理 ・紙の使用量削減
	128,568 kg-CO ₂		

第3章 具体的な取組

1. 電気使用量の削減

(1) 照明に対する取組

- ア 庁舎等施設内の照明は天候や時間に応じて消灯をする。
- イ 昼休みは消灯し、来客等があり対応に支障が出る場合は部分的に点灯する。
- ウ 常駐しない場所(トイレ、食堂、廊下、通路、車庫等)の照明は必要最小限の点灯とする。
- エ 交換時期の照明器具は、高効率照明への更新を順次行う。
- オ 職員のみでの会議や打合せは、開催時間を考え、照明の使用を抑える。

(2) 空調機に関する取組

- ア 室温を夏場は28℃、冬場は20℃を目安になるよう空調機の管理に努める。
- イ 空調機内のフィルターは、定期的な清掃に努める。
- エ 空調の不要な部屋の停止や運転時間の短縮を図る。(部屋単位)
- オ クールビズやウォームビズを行い、空調機器の使用抑制を図る。

(3) OA機器に対する取組

- ア PCのディスプレイの光度を落とし、1時間以上使用しない場合は電源をきる。
- イ 省電力機能が付いている場合は、その機能が使用できるよう設定しておく。

(4) その他

- ア 一斉退庁日(ノー残業デー)の徹底を図る。
- イ グリーンカーテン等各署所で創意工夫し、室温の上昇抑制を図る。
- ウ プリンター及び冷蔵庫が複数ある施設は、支障がない範囲で稼働台数を減らす。
- エ 温便座の保温、ジェットタオルの使用を抑制する。

オ 自動販売機の内部照明を消灯する。

2.紙使用量の削減

会議・打合せに対する取組

- ア 内部における会議、打合せは1時間程度に収める。
- イ 配布資料等は最小限としパワーポイントやプロジェクターを活用しペーパーレスを図る。
- ウ 資料については要点をまとめ、極力A4サイズ1枚までに収める。
- エ 資料が数枚に渡る場合は、両面、2画面印刷を徹底する。
- オ 各課・各署の紙の購入量を5年間で20%削減する。

3.ガソリン使用量の削減

公用車における取組(緊急時等の活動は除く。)

- ア アイドリングストップを行うことを努める。
- イ タイヤ空気圧などの適正管理を行い、車両整備に努める。
- ウ 車両ごとに、走行距離・給油量等を記録し、適正利用管理に努める。
- エ 車両等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものに努める。

4.物品購入等

- ア 電気製品等の物品の新規購入、リースをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものに努める。
- イ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ウ 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品の購入に努める。

5.その他

(1)ゴミの減量、リサイクル

- ア 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- イ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。

(2)水道使用量

- ア 日常的に節水を心がける。
- イ 溜めた水を使用するなどして、流しながらの作業をしない。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

総務課長を本部長とし、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各本署に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を総務課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

※広域連合であり、消防業務のみという特殊性から限られた範囲での取組となるが、各分野において、温室効果ガスの排出抑制等に直接又は間接的に資する取組みを取り上げて体系化し、可能な限り具体的行動を示していく。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通し、月に一度使用量の報告を依頼し、進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

別紙1 「年度別燃料使用量点検表」(各署所ごと)

別紙2 「年度別燃料使用量集計表」(全体集計)※HP公表用

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回当広域連合HPにより公表する。